

## 第4章 基本構想

### 1 市民活動推進の理念

本市の市民活動推進の基本理念は、市民活動推進条例第3条に以下の通り掲げられています。

(藤沢市市民活動推進条例第3条)

市民活動が豊かな地域社会の形成に果たす役割を認識し、その自主性及び自発性の尊重を基本として、市、市民活動を行うもの及び事業者は、相互に尊重しつつ、対等の関係で、協力して市民活動の推進に努めるものとする。

### 2 市民活動推進ビジョン

市民活動を取り巻く状況、これまでの市民活動の推進に関する取り組み及び継続して取り組むべき課題を踏まえて、市民活動を推進することで5年後にどのような姿を目指すのかを、上記の基本理念をもとに、市民活動推進ビジョンとして次のとおり定めます。

**みんなとまちが元気になる  
～活力あふれる市民活動のまち藤沢～**

社会的問題や地域の課題を効果的に解決し、まちを活性化するためには、市民活動の果たす役割は大きいと考えます。

本市の市民活動は、これまでの市民自治・市民参加の歴史・蓄積を継承し、市民の共感と信頼を得て、企業・大学・行政等多様な主体と協働しながら、様々な場面において自立的かつ持続的に展開されることが望まれます。

活力あふれる市民活動が、みんなとまちを元気にする原動力となることを目指します。

### **3 基本的な指針**

市民活動推進ビジョンを実現するために、本計画の5年間で取り組むべき方向性を3つの基本的な指針として定めます。

#### **基本指針1 市民活動に対する認知度・信頼度の向上**

市民活動が活発になるには、より多くの市民に、市民活動を知ってもらうことが重要です。市民活動を知ることで、社会や地域の課題解決に取り組む市民活動団体に対する信頼度が高まると考えます。

#### **基本指針2 市民活動の自立化・持続化の推進**

市民活動が活発になるには、市民活動団体が自立した活動を展開することが重要です。そのためには、活動に対する支援を増やすなど、組織基盤の安定化を図る必要があります。

また、社会や地域の課題解決に取り組むためには、活動の持続化を推進する必要があります。

#### **基本指針3 市民活動団体が活躍する機会の拡充**

本市において、市民活動団体の数は年々増加し、地域に根ざした多種多様な市民活動が展開されています。市民活動団体が活動する場面が増えることで、社会や地域の課題解決につながるものと考えます。

また、社会や地域の課題を効果的に解決するためには、市民活動団体同士、あるいは、市民活動団体と企業・大学・行政等多様な主体が、それぞれが持つ専門性などを活かして、相互に連携しながら解決を目指すことが求められます。